

オンライン授業の光と影

田 中 一 嘉

Licht und Schatten des Onlineunterrichts

Kazuyoshi TANAKA

群馬大学共同教育学部紀要 人文・社会科学編

第 72 卷 79—91 頁 2023 別刷

オンライン授業の光と影

田 中 一 嘉

群馬大学共同教育学部英語教育講座（ドイツ語）

（2022年9月28日受理）

Licht und Schatten des Onlineunterrichts

Kazuyoshi TANAKA

anglistische Abteilung pädagogischer Fakultät, Universität Gunma

(Accepted on September 28th, 2022)

序

2019年終盤から全世界にまん延した新型コロナウイルス感染症に対応するため、2020年4月から群馬大学で突然始まったオンライン授業は、全国の大学でも同様に急激に展開された。当初は、教員も学生も、また大学組織も不慣れな状況で、多くの問題や障害が生じたが、やがて徐々に軌道に乗り、今では大学教育の一形態ともなりつつある。

この原稿執筆時の2022年9月においては、すでに2年半が経過し、対面授業が徐々に復活するとともに、オンライン授業についても当初に比べ様々なことがわかってきた。本稿では、これまでの経過を追いながら、オンライン授業と従来の対面授業の現状と今後について、まず教養教育のドイツ語（第2外国語）、共同教育学部の専門科目、同学部における宇都宮大学との斉一授業、及び教職大学院の授業を具体例にとって考察し、その後で全体的な様相について論じる。

1. 準備段階と経過

1.1 準備から開始まで

まず、2020年度は授業開始日が4月20日に延期され

ることになり、3月末から常勤・非常勤の両方を対象にした「オンライン授業説明会」が複数回開催された。授業方式は双方向性を確保したZoomによるものとなり、説明会と併せて「オンライン授業準備ポータル」および「オンライン授業・Web会議ポータルサイト」が開設され、Zoomの詳しい使用方法や注意点が確認できるようになった。

新入生を含む学生にも事務方を通じてポータルサイトの利用を含めた同様の情報が伝達され、4月20日から授業開始が可能となった。

1.2 オンライン授業と対面授業の混在

2020年4月の授業開始時には、本学の制限レベルは最も高く、学生の入講自体が一切禁じられあらゆる授業及び学事が中止かオンラインでの実施となっていたが、同年後期になると徐々に規制が緩和され、授業に関しては、実験、実技など一部の授業で厳重な感染対策を施したうえで対面授業が再開された。

そのため、時間割によっては学生たちは、対面授業の前後に在宅することができず、自身のパソコンを持ちこんで学内からオンライン授業を受講することとなり、学内無線LANの整備とともにオンライン授業受講用の教室やスペースが学内に用意された。

この状態は、徐々に対面授業の割合を増やしなが

ら現在も続いており、2022年10月開始の後期の授業から原則としてすべての授業を対面にするという方針が全学的に打ち立てられたものの、一定の例外も認められるので、混在は完全には解消されない。

2. 教養教育第2外国語「ドイツ語」の場合

2.1 実施状況

当初は果たしてこのようなやり方で外国語の授業ができるのか自信が持てず、ほとんど途方に暮れたものの、実際に行ってみると意外にスムーズに授業が行えることがわかった。

シラバス作成および教科書選定時は、当然ながら対面授業を想定していたため、基本的に同じシラバスと教材でオンライン授業を行うこととなった。また、当初オンライン授業は一時的なもので、早ければ数週間後、すなわち学期途中にも元の対面に戻ると予想していたため、いつでも対面に戻れるよう取り計らう必要があると考えられた。

教科書の説明は、受講者全員が紙の教科書を購入済みだったので、それを見ながら Zoom でも問題なく行うことができた。

発音練習は、CDなどの音声教材をパソコンに取り込み、それを流すことでラジカセや教室に備え付けのプレーヤーを使用するのと同様の効果を得られた。個別の発音指導も、マスクを外した状態で口の形を見ながら行うことができ、それをスピーカービューにして全員に確認させることで、学生が自分の発音を修正する際に役立てることができた。これは対面授業では困難なことである。

ただ、全員で一斉に発音させようとした場合、(特に当初は)通信状態が不安定になりがちで、ハウリングやフリーズなどの問題も起きた。これらの問題は、大学、学生双方の機器や環境の改善や、少人数に分けての練習にすることなど授業方法の改善により、徐々に小さくなったが、いまだ完全には解消していない。

筆記による練習問題は、Zoomのチャット機能を利用して行った。細かい添削や補足説明は、画面共有したワードファイルを使ったり、背後に置いたホ

ワイトボードに板書したものを、スピーカービューで見せることで、通常の授業とほとんど変わりなく実施できた。Zoomのホワイトボード機能は、筆者にはまだるっこしく、いまだにほとんど使用していない。

会話演習、パートナー練習などのGruppenarbeitは、Zoomのブレイクアウト・セッションを使うことで、任意のグループ分けもランダムなグループ分けも可能になり、問題なく実施できた。

2.2 課題および試験

課題については、本学にはコロナ以前から存在したMoodleを使ったLMSを活用し、配布も提出もスムーズに行えた。

一学期末試験は、初級外国語という性質上、レポートに切り替えることが難しく、オンラインで行うことになった。問題の配布と回収は課題同様LMSを介して行えるが、実施そのものは受験者のカメラをオンにすることで替え玉受験等を防ぐことはできないことから、公平性を保つためには、教科書やノートなどの参照を認めるいわゆる「持ちこみ可」の試験にせざるを得なかった。ただし、インターネット、SNSの閲覧は禁止した。

前、後期を通して同一教員が同一教材を使用して行う第2外国語では、前期で学んだ内容をしっかり頭に入れたうえで後期の授業に臨んでほしいのだが、対面試験を通じてそれを徹底することはできなかった。

2.3 考察

やはり最も大きいのは通信の問題である。教員、学生双方の技術的な習熟により、当初に比べると徐々に改善されてはあったが、これについては授業の当事者だけで解決不可能な部分もあり、2年半経過した現在でも完全には解消されていない。

具体的には、カメラをオンにすると通信が不安定になる、一斉に発音するとハウリングや音声の中絶、画面のフリーズなどが起こる、学内から受講する場合、場所や時間帯によって通信の状態にむらが生じ、

時に Zoom から落ちる場合もあるなど、落ち着いて授業に集中できない状態になるといった事例が見られた。

授業内容については、Gruppenarbeit の時ブレークアウト・セッションでは、個々のグループに参加することでそのグループの様子はよくわかるものの、「教室」全体を見渡せないため、受講者全体の様子を把握することができなくなった。そのため、Gruppenarbeit の最中に即座の全体的な指導がしにくくなった。

また、チャット機能を活用した筆記の練習については、Umlaut や ß の出し方を指導する必要が生じ、基本的にはキーボードを授業時にドイツ語配列にする指導を行ったが、学生によってはなかなか徹底できなかった。

最も問題だったのは試験で、上述のように「持ちこみ可」としたため、平均点が少し上昇したにもかかわらず、検証したわけではないので正確にはわからないものの、後期の授業開始時における学生の理解度は、少し低下した印象を受ける。

また、対面の持ち込み試験とは異なり、受験時に何を持ち込んで参照したかについても、インターネットや SNS の閲覧を含め具体的には確認できなかった。

3. 共同教育学部専門科目 — 「言語文化論」の場合

3.1 実施状況

この授業はそもそも学生の読書報告と調べ学習の発表が中心で、それに基づいた討論および教員の解説や補足から成り立っている。講義というよりゼミ形式の授業である。

コロナ禍以前は、学生たちはハンドアウトを作成しそれを受講者の人数分コピーして配っていたが、オンライン化により発表者が Zoom の画面共有機能で提示することになったため、ペーパーレスとなり、パワーポイントなどのプレゼンテーション用ソフトもそのまま活用できるようになった。それにより学生たちの準備にかかる時間と費用は削減され、ハンドアウトの不備や間違いも授業中に即座に修正可能

となった。

教材となるテキストは、コロナ前と同様紙の書籍であるため、学生は各自購入し手元に置いて参照することができる。

3.2 課題および試験

発表に用いるハンドアウトは、あらかじめ LMS にアップし各学生はそこからダウンロードすることで、自分用の発表資料を手にするができるようになったが、LMS にアップできるのは教員に限られているため、発表者はいったん教員までメール添付で資料を送り、それを教員が授業前に一つ一つ LMS にアップする必要が生じた。

Zoom のチャット機能で受講者にファイルを送信することもできるが、その場合は授業開始以前に手にすることはできず、遅刻者や欠席者への対応が不十分となる。

試験はコロナ禍以前から実施せず、期末にレポートを課すのみなので、これも LMS を用いて問題なく行えた。

3.3 考察

授業の実施については、むしろオンライン授業の方に利点があるように思える。実際 2 年目以降にオンライン授業と対面授業が混在して実施されるようになった時点でも、この授業についてはオンラインでの実施を希望する学生がほとんどであった。

例えば、急ぎよ予定になかった資料の提示を行う場合でも、教員を含め発表者のパソコンの中にある物や HP などは、即座に画面共有で提示することができ、その都度コピーして配布する時間と手間が省ける。その場で検索して新たなものを探すこともできる。

それを含め、教材以外のすべてをペーパーレス化することができ、授業全体で見ればかなりのコスト削減になる。特に学生側から見れば、時間や手間の削減のみならず、これまでは授業開始時に配布されていた資料を授業前に参照できるなど自由度が向上し、それにより授業への積極的、能動的参加がよりしやすくなったと言える。

一方討論については、全体討論にせよブレイクアウト・セッションを行った場合にせよ、対面授業よりやや低調になった。これは上記ドイツ語を例にとった語学の授業とは異なる傾向である。ひとえに教員側の力不足かもしれないが、今後の課題である。

4. 共同教育学部齊一科目 — 「小学校英語」(オムニバス) の場合

4.1 実施状況

この授業を含む宇都宮大学との齊一授業は、2020年度共同教育学部が発足すると同時に開始されたものである。当初は、各大学の教員と学生が自分の大学の教室で授業を実施、受講し、もう一方の大学の学生は遠隔授業システムを用いて配信されたその授業の映像を、自分の大学でオンタイムで視聴しながら受講するという形式が予定されていた。要するにテレビ授業である。

しかし、前年度中にそのための機材の導入や使用のためのガイダンスが繰り返されたにもかかわらず、コロナ禍により学生が教室に来なくなったため、この方法での実施は不可能となった。しかも、宇都宮大学では2020年度当初はオンライン授業にZoomが用いられず、LMSを使用したオンデマンド授業となったため、双方の統一を図る必要から、2020年度は宇都宮大のオンデマンド方式に統一された。これにより授業の双方向性は失われ、課題の閲覧ないしは視聴による受講のみになった。

これにより2020年度は、教員と学生が対面することなく、LMSにアップロードされた資料や課題を学生たちが閲覧、視聴し、提出された課題を教員が評価するという方法で授業が実施された。評価の方法については、当初の予定通り各担当者の持ち点を合計する方式が取られた。

2021年度は、宇都宮大学にZoomの環境が整ったことにより、この授業もZoomによる双方向性を伴った授業に変更された。しかし、受講者数が100名を超えるため、全員がカメラ・オンの状態での実施は難しく、学生とのやり取りは制限された。とはいえ、ブレイクアウト・セッションを使用したグループ・ワークでは、各グループに宇都宮大と群馬

大の学生を混在させることで、まさに「共同」教育学部らしい学習環境を作り出すことができた。

コロナ禍以前に想定していたテレビ授業では、目前で受講している自分の大学の学生とのやり取りは通常通りできるが、教室の映像を介して存在するもう一方の大学の学生とのやり取りは、先方のTAを使うなどすれば不可能ではないものの困難であり、それぞれの学生同士のやり取りはさらに難しい。この点については、Zoomのブレイクアウト・セッションを利用したグループ・ワークでは簡単に克服され、パソコン上ではあるが、双方の学生同士のコミュニケーションははるかに充実する。

しかし、2022年度前期はこの授業は対面となった。大教室を使用し、間隔を離れた座席を学籍番号で指定するなどの感染対策を施したうえで、当初の予定通りのテレビ授業が行われた。

対面にはなったものの感染リスクを考慮し、少なくとも筆者の担当回については、グループ・ワークや討論を控え講義中心の授業を実施した。したがって、宇都宮大の学生とのコミュニケーションは減少し、TAを介在させたわずかな質疑にとどまった。

4.2 課題および試験

評価については上述のように、担当回ごとにLMSに提出された課題に対して、各担当者が持ち点内で採点したものを合算して最終評価とした。筆記試験は行わない。これは授業形態に関わらず同じである。

4.3 考察

この授業ほどオンラインと対面の対比が明確になった授業はない。2020年度から、オンデマンド、Zoomによる双方向のオンライン、対面と、三つの授業形態（しかも対面授業は通常とは異なるテレビ授業）が変転し、教員としてそれぞれの長所・短所を経験する貴重な場となった。

オンデマンド授業については、LMS上に資料と課題をアップすることと、提出された課題の評価以外に教員側の負担はない。筆者は資料、課題とも書面で作成し、講義動画等は作らなかったため、準備と評価のみで授業の実態だけが存在しないという、

奇妙な形となった。

したがって学生とのコミュニケーションは、課題のやり取り以外には一切なく、顔が見えないばかりか、接する機会そのものが全くなかった。出欠は、基本的に課題提出の有無で判断したが、一部 Google ドライブで補った。

Zoom による双方向のオンライン授業は、少なくともオンライン上では授業が実際に行われ、両大学の学生が同じ Zoom に入るため、対面のテレビ授業とは異なり、それぞれを分け隔てなく相手にすることができた。また、ブレイクアウト・セッションにおいては、上述のように両大学の学生が混在するグループを作ることによって、より共同教育学部らしい様相を呈することもできる。

一方対面のテレビ授業は、上述のような制約があるため完全な「対面」にはならず、教員自身が所属する大学の学生との顔を見たコミュニケーションは充実するものの、もう一方の大学の学生とのやり取りの密度は、Zoom によるオンライン授業に劣る結果となった。

なお、筆者が担当する共同教育学部の専門科目には、このほかに「ドイツ語とその文化」があるが、対象を教養教育の「ドイツ語」を履修済みの学生に限定した初級後期から中級前期のドイツ語の授業であり、実施状況、課題および試験、考察ともに上述の教養の「ドイツ語」に順ずるため、ここでは割愛する。

5. 教職大学院 — 「英語科内容構成学」(オムニバス) の場合

5.1 実施状況

2020 年度から始まった本授業は受講者数が少なく、最も多かった 2020 年度で 3 名である。2020 年度は Zoom によるオンライン、2021 年度は対面、オンラインの混在、2022 年度からは基本的に対面となった。

教職大学院では研究と実践を両立させ、大学と教育現場を往還する教育方針がとられているため、実習が重要な役割を果たしている。実習は、学部の教

育実習を含め、当初から事前・事後指導を除く実習部分は実際に教育現場を訪れて対面で行ってきた。

一方大学における講義などの座学は、他の学部及び教養教育の授業同様、2020 年 4 月にオンライン授業が開始されている。

オムニバスとは言え、少人数の学生相手の講義とゼミ形式での実施がほとんどであるため、オンラインと対面との間で大きな隔たりはない。少なくとも筆者の担当回では、いずれにしても大きな問題は生じなかった。

5.2 課題および試験

これについても、学部の齊一科目「小学校英語」同様、各担当者が担当分を持ち点内で評価し、それを合算する方式が取られた。課題と試験のどちら(あるいは両方)を実施するかは担当者に任されており、筆者は課題提出によって評価した。これも授業形態による変化はない。

5.3 考察

最大 3 名の授業を担当してわかったのは、少人数であれば、Zoom などのように双方向性が確保されている限り、オンラインと対面には大きな違いが無いということである。

少人数なら、通信上の障害が生じる可能性は低く、討論への積極性がそれほど減少することもない。大学院の授業のように、様々な資料を参照することが相対的に重要になる授業においては、むしろオンラインの方が有利とも言える。さらに、遠方からのゲストや、時差の問題さえ解消できれば海外からのゲストも招聘しやすいオンライン授業は、「大学と教育現場の往還」という教職大学院の理念を、ヴァーチャルではあるものの、実現しやすい環境と言える。

6. 全体として

6.1 2年目以降の問題

以下では、個別の授業ごとの考察では見えなかった全体としての問題を考える。

6.1.2 オンラインか対面か

まず、オンライン授業が始まった2020年度当初には、教員側にも学生側にも浸透していなかった様々なオンライン授業に役立つ学習ツール、デバイスの活用である。MoodleなどのLMS、Googleドライブ、ロイロノートその他、コロナ禍以前から存在しながらあまり活用されていなかったものも含め、いくつもの学習支援ツールが機会をとらえては紹介、認知され、実際の授業にも活用された。

また、「優れたオンライン授業」を実施するためには、オンライン授業を対面授業の代替物にとらえる固定観念を捨て、いかに対面授業をそのままオンラインで再現するかを目指すのではなく、オンラインの長所を生かしその可能性を広げるオンラインならではの授業を最初から構築すべきである、という声もあちこちで聞かれる。

一方で、オンライン授業はあくまで一時的なものに過ぎず、新型コロナウイルスの感染状況によってはいつでも対面授業に戻る可能性と必要性がある、という前提も当初から現在に至るまで、基本的には変わっていない。そのため、教員や学生はいつ対面授業に戻ってもよい体制を維持しておく必要がある。

このような状況は、個々の授業において様々なデバイスを駆使したオンライン独自の授業を、必ずしも行い切れないというジレンマを生む。対面授業の教室でオンライン授業と同じ学習環境をもたらす設備があるとは限らず、学生側が用意し持ち込める教材にも限界がある。さらに、対面授業をオンライン授業と同じ形式と内容で行おうとすることは、本末転倒と言える。

6.1.3 オンラインと対面—異なる授業形式の混在

2021年度になると（早いものでは2020年度後期から）、共同教育学部では、音楽、美術、保健体育などの実技系の専攻での授業や、自然科学系の専攻の実験科目などで、教室の定員を減じ、事前の検温や消毒、十分な換気、マスクの着用などの感染対策を施したうえで、対面授業が徐々に再開された。これにより、学内に対面授業とオンライン授業が混在することになった。

そのため、時間割によってはオンライン授業を学内で受講しなければならない状況が生まれ、それに対応するために、空いた大教室を当てるなどして受講用のスペースが確保された。学生たちは、ノートパソコンを大学に持ち込み、対面授業の直前直後のオンライン授業を、そのようなスペースで受講することとなった。

オンライン授業を実施する教員側から見ると、Zoomの画面に自宅からマスク無しで受講している学生と、学内のスペースでマスクをつけて受講する（近くにほかの学生がいなければマスク無し）学生とが混在する状態となる。

このような状況では、特にドイツ語（外国語）の場合、発音練習やGruppenarbeitに支障が出るがあった。教室内のほかの学生に配慮して、声を大きくできなかつたり、逆に同一時間に開講されている別の外国語の発話の音声を拾ってしまうことがあるためである。また、マスク着用時には口の形が必ずしも確認できなくなった。このような、発話、発言に関する部分での支障は、外国語のみならず討論や発表を含んだ授業においても問題になろう。

また、用意されたスペースによっては必ずしも良好な通信状態が保てず不安定になったり、パソコン同士の干渉によるハウリングなどの問題も新たに生じた。

2021年度後期、2022年度前期になり、対面授業の割合がさらに増えると、学内でオンライン授業を受講する学生の増加に対応するため、オンライン授業であっても学内にその授業専用の教室（但し通常より大きめの教室）が配当されるようになった。これにより他の授業を受講する学生との干渉はなくなったが、時間割によっては自宅から受講する学生が少なく、ほとんどの学生が学内の同じ教室から受講するという授業もあった。

このような教員だけが教室に存在しないオンライン授業は、一見したところ奇異な印象を抱かせるが、上記のように外国語をはじめとする発話、発表、討論を伴う授業においては、学生同士が直接対話したり目前で発言するよりも、通常よりスペースに余裕

がある教室で、全員がパソコンに向かって発話することにより、感染リスクはかなり低減されると考えられる。教員による講義の部分がオンラインで行われることもそれを助けるだろう。

6.1.4 ハイブリッド授業

一部対面授業が復活した状況では、別に新たな問題が生じる。それは、基礎疾患や、高齢者が同居していることによる感染への恐怖感などから、コロナ禍が続く中で対面授業の受講を拒否する学生の存在である。

これらの学生については、一定の基準を設けるなどしても、基本的には希望を尊重しなければならない。そのため、当該学生には対面授業をオンラインで配信しそれを受講させることになる。

このような措置は技術的には可能だが、非常勤講師の担当授業など、すべての授業での実施には一定の負担が伴う。また、授業の双方向性は弱まりがちで、対面受講者とオンライン受講者間での公平性にも問題が生じる。多くの教員はこのような授業にやりにくさを感じているようで、筆者としても、経験上このような形態の授業は可能な限り避けたいと思ってしまう。

6.2 学生の意識とその変化—アンケート結果から

次に、学生側の視点から同じ状況をとらえなおしてみたい。

6.2.1 オンラインか対面か

群馬大学共同教育学部では、2020年度から毎年同年度の学生に対して「群馬大学オンライン授業に関するアンケート」を行っている。それによると、2020年度と2021年度では、若干の変化がみられる。¹

2020年度版では、「いつ頃から大学での対面授業の再開を希望しますか」という問いに対し、「できるだけ早く」が47.01%を占め、「2020年度後期から」と「2021年度前期から」はそれぞれ、12.99%、8.31%に過ぎない。

一方2021年度版では、「今後の授業のやり方として対面授業とオンライン授業のどちらが望ましいで

すか」という質問に対し、「全て対面授業が良い」は8.09%に過ぎず、「多くは対面授業で、一部はオンライン授業があってもよい」が38.30%、「対面授業とオンライン授業が半分ずつくらいがよい」が25.53%で、「多くはオンライン授業で、一部は対面授業があってもよい」が23.40%となり、「全てオンライン授業がよい」という回答も4.68%ある。

質問が同一ではないので、正確な対比はできないものの、1年間オンライン授業を経験した後では、対面とオンラインの混在を求める意見が87%を超え、授業によってはオンラインのほうが良いと考える学生も増えている。²

一方、当初学生たちの学内への入講が厳しく制限されていた2020年度は、「いつ頃から大学への入講を希望しますか」という質問に、半数以上の52.21%が「できるだけ早く」と回答し、「2020年後期から」の17.14%や、「2021年前期から」6.75%を大きく上回る。また、「2021年以降で、新型コロナウイルスがある程度収束してから（目安：県内での感染者0が1か月程度続いたとき）」という回答も20.52%あった。

また、Zoomによる双方向のオンライン授業への満足度も、「満足している」「どちらかと言えば満足している」を合計すると、2020年度の60%から2021年度の80.43%へと向上し、LMSによるオンデマンド授業についても同様の合計が、2020年度の56.1%から2021年度の81.27%へと向上が見られた。

これに対して、オンライン授業中のコミュニケーションについては、「教員とのコミュニケーション」に関しては、「できた」「どちらかと言えばできた」の合計が2020年度は45.19%、2021年度は62.58%であるのに対し、「学生同士のコミュニケーション」は、同様の合計が2020年度は33.03%、2021年度は53.19%と、どちらも授業そのものの満足度に比べて低く、学生同士のコミュニケーションの達成度が対教員の場合に比べて低い結果となった。

教員と学生との間のコミュニケーションは、筆者の経験に基づいても、Zoomによる授業中はある程度実現可能であるが³、来学が必要なオフィスアワー

内での直接の面談は依然困難である。

これらの回答を総合すると、おおむね以下のようにまとめられると思う。

- * 学生たちには、新型コロナウイルスの脅威があるものの、自宅や学外で授業を受けるばかりで、教員や授業以外も含めた学生同士のコミュニケーションがままならない学生生活にはストレスを感じている。
- * 一方、授業形態については、学生、教員双方の技術的な習熟もあり、2021年度は2020年度に比べオンライン授業のメリットも享受しつつあるため、新型コロナウイルス終息後も、必ずしもすべての授業を対面に戻してほしいとは思わない。

6.2.2 オンライン授業の負担感

また、アンケートからはもう一つのポイントが見える。それはオンライン授業、特にオンデマンド授業によって課せられる負担である。

「授業で出される課題の負担は増えましたか。(1年生：多いと感じますか)」(2020年度)、「オンライン授業で出される課題の負担は大きいと感じますか。」(2021年度)という質問に対して、2020年度は「とても増えた(とても多い)」と「少し増えた(多い)」の合計が87.53%にのり、「変わらない(負担に感じない)」「減った(少ない)」の合計12.47%を大きく上回った。2021年度は、「とても大きい」と「少し大きい」の合計が64.36%と若干減少したが、依然として大きな数字を保っている。

課題が出欠の確認を兼ねている、一つ一つの授業の課題はそれほどでも無くても、オンライン授業の数が多いと総量が増える、オンライン授業(特にオンデマンド授業)では学生の反応を確認しにくいいため、それを兼ねての課題が増える、また、対面と同じぐらいの量でもオンラインの方に負担感がある、などの意見が自由記述などに見られ、さらに双方向型よりもオンデマンド型の授業の方に負担を感じる傾向が見受けられる。

2021年度はオンデマンド型の授業はほとんどな

くなったので、それが数値の減少の一因かもしれない。

7. 文部科学省の対応と揺らぎ

7.1 オンライン授業の上限

大学設置基準第32条第5項等により、卒業要件として修得する単位数のうちオンライン授業による修得単位数は、60単位を上限とすることが定められている。しかし、文部科学省は令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症の蔓延下での特例対応としてその制限を緩和し、2020年度に修得したオンライン授業の単位は上記60単位に含めないという措置を講じた。この措置は2021年度も継続されたが、2022年度からは適用されていない。

この措置における条件は、

「面接授業⁴により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」⁵

であり、翌令和3年4月2日付3文科高第9号「大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知)」にも、

「いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性(対話性)を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる」

という記述がある。

このように、あくまで文科省は設置基準に順ずる形で、本筋はあくまで対面授業(文科省の言語では面接授業)であり、オンライン授業(同遠隔授業)はその代替物に過ぎないという考え方である。したがって、上記のように2020年度と2021年度の措置はあくまで一時的なものであり、コロナ禍が終息すれば元に戻すべきという考え方である。

そのため、令和4年3月22付事務連絡「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新

型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」においても

「令和4年度における大学等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて十分な感染対策を講じた上で、面接授業の実施について適切に取り組むこと」

とし、対面授業の一層の実施拡大を促している。⁶

ところが、その3か月後の6月22日、文科省は大学のオンライン授業について、一定の要件を満たした大学に限り、卒業に必要な単位に換算できる上限を緩和する特例制度の骨子案を、文部科学大臣の諮問機関・中央教育審議会の分科会に示した。⁷ 大学設置基準の大幅な改正の一環であるが、早ければ2023年度から適用が開始される見通しだという。

あくまで「一定の要件」を満たしたうえで文部科学大臣の「認定」を受けた大学に限られるとのことだが、対面授業の復活を目論む一方で、オンライン授業の教育効果の可能性を積極的に認める方向へも一歩踏み出したことになる。

このように現在の文科省の姿勢には揺らぎが生じている。

7.2 学生たちの心理状態

同時に、授業形態だけでなく学生たちの心理状態もコロナ禍での重要な要素になると文科省は考えている。上述3月22日付事務連絡にも以下のような記述が「1. 感染対策を講じた上での学修者本位の教育活動の実施について」の冒頭にある。

「大学等における高等教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人的な交流も重要な要素です。こうした観点から、大学等における学修の充実を図るためには、多様な人々の関わる授業や、少人数のグループワークによる質の高い学修など、相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することが

重要であり、その土台として、学生の円滑なコミュニケーションを促していくことが求められます。特に、入学してから間もない新入生や、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた在学学生等にとっては、効果的な学修の前提として、学内における人間関係の構築が必要となることも考えられます。」

このような記述の背後には、2021年度の大学等の中途退学者、休学者が2020年度に比べて増加傾向にあるという現実があり、2021年12月時点の文科省の調査では、コロナを原因とした中退や休学の理由として「学生生活不適応・修学意欲低下」が大きな割合を占めている。⁸ その原因の一部に自宅でのオンライン授業等があるという指摘があり、対面授業のような人的交流を含んだ通常の学生生活が送れなくなることによる心理的ストレスが生じ、修学に支障をきたしているのではないかと考えられている。

一方、中退者、休学者の増加は、一概に授業形態のみにあるとも言えず、コロナ禍による家計の悪化もその大きな原因になっていると考えられる。⁹ しかし、2020年度当初のような全面オンライン、ないしはそれに近い状態が長期化すれば、自宅等でたった一人で授業を受けるばかりで、直接相談できる相手にも乏しい学生たちの心理状態に、大きな影響を与えることは十分に考えられる。

以上7.で述べてきた文科省の判断や考え方は、6.2.1の最後でまとめた本学のアンケート結果からうかがえる学生の意識を、おおむね踏まえていると言えよう。

8. オンライン授業の光と影

ここまで2020年度以降のコロナ禍における群馬大学でのオンライン授業の様子を、2～5では個別の授業について、6では全体的な観点から眺め、7ではオンライン授業を含んだコロナ禍における大学での学修についての文科省の対応や考え方を見てきた。

以下ではそれらに基づき、より一般化した観点か

ら、オンライン授業の光（長所）と影（短所）を上記で触れられなかったことも含めて列挙しながら考察し、今後の大学の授業の在り方についての提言に代えたい。

8.1 光

まず、オンラインの長所、利点について考える。以下の点がそれらとして挙げられよう。

- ① 感染リスクの低減
- ② 授業のペーパーレス化と資料の提示の簡便さ
- ③ さまざまなオンライン・デバイスの活用
- ④ 授業の録画とそれによる補講
- ⑤ 私語の減少
- ⑥ 複数のキャンパスにまたがる授業の開講
- ⑦ ゲストの招聘のしやすさ
- ⑧ 非常勤講師の雇用と確保
- ⑨ 学生の経済的負担の軽減

①は言うまでもなく、②はすでに触れた。①について付け加えるなら、対面授業を行う場合でも現在の状況では多くの感染対策が必要であり、特に外国語のように発話を伴う授業では、依然として（特に狭い教室での）三密回避は難しいため、対面授業を実施してもコロナ禍以前に比べて、教員、学生共に萎縮気味になりがちで、対面の利点を十分に発揮できないくらいがある。

③については、対面授業では配当された教室の設備によってデバイスの活用が大きく左右され、事前の準備に時間や手間がかかる場合も多いが、オンライン授業では学生のパソコンに一定以上の性能があれば、そのような問題はほとんどなくなる。④は、保存の仕方によってはサーバやパソコンへの負担もあるが、欠席者、特にコロナ関連の事情による欠席者への対応は対面授業よりも手厚くかつ簡略化される。

⑤については、筆者の特にドイツ語の授業ではもともと少ないものの、それ以外の授業でも学内の同じ教室で受講している場合も含め、周囲の迷惑となるような私語は消失した。筆者の授業はその上で述

べたその性格上、ほとんどがカメラ・オンで行われることもあり、授業中に寝ている学生もいなくなった。これらは予想しなかったことである。

⑥、⑦、⑧はオンラインの持つ性格により、ほぼ一体的にその長所がはっきりする。⑥はすでに触れたが、時差の問題さえ解決すれば海外からもオンタイムで招聘できる。⑦は、4で述べた共同教育学部の宇都宮大との斉一授業のみならず、本学のように複数のキャンパスに学部が点在する大学の場合、教員、学生の移動を伴わずに実施できるため、開講時間の自由度も高まる。本学では「英語」の再履修のクラスは、今後もオンラインで開講される予定である。

⑧も、特に地方の大学では非常に重要な要素である。¹⁰群馬大も教養教育の非常勤依存度は高く、ドイツ語を含む7言語を開講する第2外国語は約8割が非常勤である。多くは県外（東京が多い）からの雇用で遠距離通勤を強いられ、1時限目や5、6時限目の担当にはかなりの負担が生じている。そのため短期間で退職する者も多く、優秀な人材の確保、新任の探索には常に苦慮している。

このような状況でのオンライン授業は、担当可能な講師の範囲を広げ、群馬県近隣だけではなく東京や京阪神の大学との掛け持ちも可能となり、対面にこだわらなければ、全国から優秀な講師を雇用できるというメリットがある。

⑨は⑧のメリットが学習者の側からとらえたものである。経済的事情等から、遠方の自宅からの通学を強いられている学生にとって、オンライン授業は通学費用の低減につながる。全面オンラインでなくても、対面授業開講日のみの通学になれば通学回数は減少しその分負担は減る。また、金銭のみならず時間的余裕も生まれ、自立学習や家計を助けるアルバイトに充てられる時間も増えるだろう。

8.2 影

次に短所、欠点を挙げてみる。

- ① 人的交流の欠如
- ② 接続の安定度

- ③ 教材や資料などの著作権
- ④ 対面との混在による問題：大学でのオンライン受講とハイブリッド授業
- ⑤ オンデマンドの問題、倍速視聴など
- ⑥ 課題の負担感
- ⑦ 試験の公平性
- ⑧ 説明責任

①は言うまでもない。特に全面的なオンライン授業で開始された2020年度の新入生は、多くの大学で入学式も中止され、まったく孤独のうちに大学生生活が始まっている。在学生についても、一部対面授業が導入された以降も人数の上限が定められるなど、学内への入講が制限されている状況が続く限り、オフィスアワーに教員と面談することが難しく、授業以外での指導が滞りがちになる。また、図書館などの学内施設の使用にも制限が加わる。

また、オンライン授業では対面授業と比べて、グループ・ワーク等への学生たちの参加に積極性が欠ける傾向があるという指摘もある。なかなかカメラをオンにしない、話しかけても反応が薄いなど、教員のみならず学生たちもそのような印象を持っているようである。¹¹

②は、すでに述べたように大学の設備の拡充や、教員、学生双方の技術的な習熟によって、当初に比べればかなり改善されたが、学外から受講する場合は、無線LANの状態など個人の力では如何ともしがたい場合もあり、依然完全には解消されていない。¹²

③も大きな問題である。2020年度当初は著作権法上、対面授業で問題なく提示、配布できる著作物でも、オンライン授業では著作権者に無断でサーバにアップロードすることができなかった。今般のコロナ禍という緊急事態では、それでも多くの教科書会社、出版社が柔軟な対応を示してくれたが、2021年4月1日からは新たに「授業目的公衆送信補償金制度」が施行された。

この制度により、各教育機関はあらかじめ各分野の権利者団体が構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払えば、個別の許諾を要することなく、著作物をオンライン授業においても、対面授業

の場合と同様に利用できるようになった。

しかし、配布された著作物の二次使用には依然として著作権法上さまざまな制限があり、授業の録画を含めそれらを一旦手にした学生たちのその後の行動を管理することは難しい。各大学とも学生にこれらの著作権について周知徹底するよう努めているが、我々教員側の意識の向上も含め、今後の課題となりうる。

④については、具体的には6.1.3で述べた通りである。現時点ではこの状態が多くの大学で見受けられ、そこでの問題の現実的な解消、特にハイブリッド授業にかかわる問題の解消、改善が待たれる。

⑤は、オンデマンド授業の少ない本学ではあまり大きな問題は生じていないようだが、一般的には都合のよい時間に受講できる、わからないところは繰り返し視聴できる、などの利点もあるものの、双方向性が確保されないため、質問がしにくく受講者側からのフィードバックが難しい。

そのため、特に当初はZoomなどにより双方向性が保たれているオンライン授業よりも内容を難解に感じる学生が多く、課題の負担感も双方向の授業より重く感じられている。また、受講者側の自由度が高い反面、動画教材の倍速視聴など教員側が予測しなかった受講方法が見られたり、教員側の意識や技術的な習熟度などにより、LMSにアップされる授業の形式、内容の巧拙に幅ができるなどの問題も見受けられる。授業というより単なる課題学習に過ぎないのではないか、といった不満を述べる学生もいる。¹³

⑥は、6.2.2で述べたようにオンデマンド授業でより大きく感じられるようだが、課題の量が通常の授業より増えてしまうのは、筆者の経験に基づけば目の前に学生がいない事による教員側の不安も作用していると思う。オンライン授業、特にオンデマンド授業では、学生からのフィードバックが得にくいいため、学生たちの理解度の確認が難しい。その結果、しばしば理解度の低い（と予想される）学生に合わせることとなり、シラバスで設定した到達目標を達成しようとする、分量は多くなりがちになる。

⑦については、2.2で述べたように、純粹に「持

「持ち込み不可」の試験を公平に実施することが難しい。「持ち込み可」であってもその範囲の厳密な指定も困難であり、インターネットやSNSなどの閲覧を禁じて、手元の確認が十分に行えなければ完全には監視できない。他者との相談に関しても、スマートフォン等の機器を用いるまでもなく、カメラに映らない協力者との筆談が可能である。

⑧は、④とも関係する。オンラインと対面授業が混在する場合、授業ごとにそれぞれの授業形態を選択した理由の説明が必要だが、現状でそれは必ずしも十分ではない。もちろん実技、実験などは対面が適切で、発話を伴う授業はオンラインがふさわしいということは理解できるが、同じような内容、形式の授業が異なる授業形態で行われている場合もある。

授業形態が担当教員の裁量にある程度任されている場合は、受講者との相談による合意形成も一つの方法だと思う。

また、教員養成学部にとって極めて重要な教育実習については、すでに2020年8月に文科省より実施の弾力化と代替措置も可能である旨の通知が出ているが¹⁴、本学では2020年度当初から通常通り対面で行われている。そのため、特に大学の授業がほぼ全面的にオンラインだった2020年度においては、研究授業も研究会も対面で行われた教育実習の後、学生たちが大学に戻ると依然としてすべてオンラインで授業が実施されている状況が生じ、よりきめ細かい説明の重要性が感じられた。

8.3 今後に向けて

ここまで、2020年度以来全国の大学で行われてきたオンライン授業の光と影について、1~5では筆者の経験をもとに個別的に、6以下ではより一般的な観点から考察してきた。

そこから見えてくるように、オンライン授業は現在の大学教育においてこれまでの対面授業の一時的な代替手段を超えた新たな授業形態に成長しつつあるとは言え、依然として功罪相半ばするものと言える。ゲーテの言葉にもあるように「光多ければ影もまた濃し」である。

しかしだからと言って、今後のコロナ禍の進展が

依然不透明なことからも、すでに大学教育の中に定着し一定の効果をもたらしていることから、再びオンライン授業をすべて捨て去り、コロナ禍以前の対面授業のみの状態に戻すことは現実的に難しい。今後は対面授業とオンライン授業との効果的な共存を模索してゆかなければなるまい。7で述べたように、これまで対面授業の実施拡大を求め続けてきた文科省が、今年6月になってオンライン授業を卒業に必要な単位に換算できる上限を緩和する特例制度の骨子案を、中教審の分科会に示したこともそれを物語っている。

その際には、「単位換算の上限」などと言う「数値」による線引きに拘泥しない「実」を取ろうという姿勢を保たなければなるまい。特に監督官庁である文科省に、7で述べたような揺らぎがある状況ではなおさらである。

そのためには、教育現場における経験、知見、判断を柔軟に取り入れ、新たな教育形態、制度にそれを活かしてゆくボトムアップの手法が必要であろう。それが無くては、「ゆとり教育」や「教員免許状更新制度」の二の舞になりかねない。

そして、既存の枠にはめようとしたり、数値で縛ろうとするばかりではなく、オンライン、対面双方の長所、短所を冷静に見極め、それぞれの特色を積極的に生かそうとする、広い視野を持った前向きな姿勢や発想が重要である。そこには、同一の授業内でオンラインと対面とが有機的に往還することなどにより、「オンライン」「対面」という枠を超えた新たなカテゴリーが生まれる可能性もあるかもしれない。

初等、中等、高等教育に関わらず、現在の教育現場は以前に比べはるかに多様化し、それらに対するきめ細かい対応が求められている。オンライン授業やそれに伴う様々なデバイスは、そこにも貢献することができるだろう。

例えば、筆者の職場である大学であれば、第2外国語のようにカリキュラムがスリム化される一方の科目において、授業時間不足を補う自立学習の支援や、留学に関する支援への活用などが考えられる。また、様々な事情による登校困難者への学習機会の

提供や、インクルーシブ教育への活用などは、教育現場の種類を問うまい。さらに、文科省が掲げる「教育へのICTの活用と推進」という錦の御旗との整合性については論を俟たないだろう。

しかし、最も重要なのは、監督官庁よりも大学（学校）組織よりも何よりも、「学習者本位」という前提を揺るぎなく保つことである。学習者の心理的、肉体的健康に十分に配慮し、彼らが新たな教育効果を十分に享受できる体制を整えなければなるまい。それがなければ、対面であれオンラインであれ何であれ、手段が自己目的化してしまうという、いわば古典的な弊害を生みかねず、2020年度以来続いている教育現場とその周囲におけるせつかくの奮闘、努力が色あせたものになってしまうだろう。

[参考文献]

群馬大学オンライン授業に関するアンケート（2020） R2 年度版

群馬大学オンライン授業に関するアンケート（2021） R3 年度版

文部科学省ホームページ（2020～2022）

〈新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について〉大学・大学院・高専に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00016.html

https://www.mext.go.jp/content/20220614-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

中央教育審議会大学分科会（第168回）会議資料「大学設置基準等の一部を改正する省令案骨子案」

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20220622-mxt_koutou01-000023517_4.pdf

[注]

- 1 本稿執筆時に2022年度版の結果はまだ出ていない。
- 2 群馬大学では2021年度入学生から全員にパソコンが必須になったことも大きいと思われる。
- 3 チャット機能等を使えば、対面授業時とは異なり、他の受講者に知られることなく質問や相談ができる。
- 4 本稿でいう対面授業のこと。
- 5 令和2年3月24日付元文科高第1259号「令和2年度に

おける大学等の授業の開始等について」3. (2)

- 6 令和4年3月22付事務連絡「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」1.
- 7 中央教育審議会大学分科会（第168回）会議資料「大学設置基準等の一部を改正する省令案骨子案」3. 六
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20220622-mxt_koutou01-000023517_4.pdf（令和4年9月13日閲覧）
- 8 学生の修学状況（中退者・休学者）に関する調査【令和3年12月末時点】【大学・高等専門学校】（令和4年3月1日）
https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf（令和4年9月13日閲覧）
- 9 上記調査では、「経済的な困窮」がコロナを原因とした中退理由では2番目に、休学理由では最も大きな割合を占めている。
- 10 地方大学での非常勤講師確保の問題は、以前からの懸案であり、近隣の大学間で融通し合うなどの措置を講じているところもある。平成30年度国立大学教養教育実施組織会議及び事務協議会ではこの問題が第一分科会で取り上げられた。
- 11 上述の群馬大のアンケートにそのような記述が複数ある。
- 12 筆者が授業で経験したことは2.1などで述べた通りである。
- 13 群馬大学オンライン授業に関するアンケート（2020）R2年度版より
- 14 令和2年8月11日付2文科教第403号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kyoikujinzai01-000009279_1.pdf（令和4年9月13日閲覧）これは2022年度も延長されている。

